

トラック運送取引に係る課題解決に向けた検討

平成24年8月6日

トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議

国土交通省自動車局貨物課

トラック運送取引に係る個別課題について

前回の会議結果等を踏まえ下記5つのトラック運送取引に係る個別課題を抽出し、平成23年度に各地方において事業者ヒアリング等を実施し、パートナーシップ会議の議題として取り上げ、課題解決に向けた検討を行った。

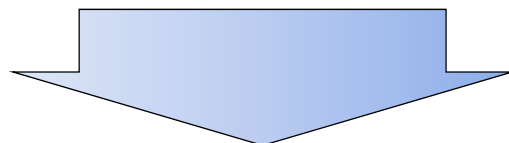
<個別課題>

- 長時間にわたる手待ち時間の発生
- 契約に基づかない付帯作業の要求
- 契約書面の不交付
- 一方的な運賃減額
- 協賛金等の要請

地域別議題一覧

議 題	北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
長時間にわたる手待ち時間の発生			○		○	○				
契約に基づかない付帯作業の要求	○	○	○				○	○		
契約書面の不交付	○	○			○			○		
一方的な運賃減額				○			○		○	○
協賛金等の要請				○					○	○

会議開催日	H24.1.23	H24.2.23	H23.12.5	H24.1.31	H23.12.1	H23.10.12	H23.11.22	H24.2.3	H23.11.29	H23.11.16
-------	----------	----------	----------	----------	----------	-----------	-----------	---------	-----------	-----------



地方パートナーシップ会議の検討結果を踏まえ、本省パートナーシップ会議において、個別課題に関する具体的な改善方策等の検討を行い、結果をとりまとめ、荷主・元請事業者・下請事業者に対して広報・啓発を実施。

長時間にわたる手待ち時間の発生について

安全運行パートナーシップガイドライン

【手待ち時間等による出発時間の遅延に対する措置】

➤ 荷主・元請事業者の責に帰すべき要因により、貨物の積込みが時間通りに実施されず、予定通りに出発出来ない場合には、荷主・元請事業者は実運送事業者からの申出に応じ、到着時間の再設定を行い、適正な運行計画を確保すること。

【積込み、荷卸しに関連した敷地外待機に対する措置】

➤ 荷主・元請事業者は、待機時間を短縮する等の取組を行い、貨物車両が敷地内待機できる措置を講ずる。実運送事業者の手待ち時間等の実態を把握し、業務分析を実施して、手待ち時間削減に向けた取組を行うこと。

適正取引推進ガイドライン

【求められる取引慣行】

➤ 積込み時間を指定した時、運送委託者の都合で待ち時間が発生した場合は、待ち時間を踏まえた合理的な積算に基づき、運送委託者は適切な費用負担をすることが望ましい。また、速度超過等輸送の安全を阻害するおそれがある到着時間の設定をしないよう、運行条件については十分な協議をすることが求められる。

改善方策

- ① 荷主・物流施設等に対し申し入れを行う等により、受付時間枠の設定(午前・午後指定、待機時間の情報提供)や拡大を行い物流施設内の貨物量の平準化を図る。
- ② 荷主・物流施設等に対し申し入れを行う等により、貨物量に応じた物流施設の運営(検品方式の見直し、受付及び積み降ろしバスの分離、物流施設内のデジタル化)を目指す。
- ③ 荷主等と運送事業者の間で待ち時間等に応じて適切に費用を分担する。
- ④ 荷主・物流施設等と協力し、パレット規格の統一及び使用促進を図り、荷積み・荷卸し作業の効率化を図る。
- ⑤ 荷主等と協力し、共同輸送を促進し、物流施設への搬出入車両の削減を行う。
- ⑥ 定期的に連絡会議を開き、荷主等管理職に現場での実態の共有化を図り、双方で改善策を決定する。

参考1 改善事例の概要 (1)

適正取引推進ガイドラインによる周知等

【国】

- 安全運行パートナーシップガイドライン、適正取引推進ガイドラインの改訂 (①～⑥)
 - ・求められる取引慣行の追加
 - ・望ましい取引実例へ改善事例の追加 等
- 安全運行パートナーシップガイドライン、適正取引推進ガイドラインの再周知
 - ・新規事業許可時を含めて事業者へ個別周知
 - ・貨物自動車運送適正化事業実施機関の巡回指導時の周知
 - ・適正取引相談窓口を通じての周知 等

- 新規参入時の法令試験において独禁法・下請法の知識を確認
- 適正取引推進パートナーシップ会議等を活用し、荷主等関係者に改善方策を周知 (①～⑥)
 - ・関係団体に改善方策の周知の要請

【荷主・元請事業者】&【下請事業者】

- 荷主・元請事業者と下請事業者が問題意識を共有し、改善策を検討、実施 (①～⑥)
 - 優良事例作成及び普及(地方局においても働きかけ)

付帯作業について(契約に基づかない付帯作業の要求等)

適正取引推進ガイドライン

【求められる取引慣行】

▶特定荷主が特定物流事業者に対し、付帯業務を依頼する場合は、特定物流事業者の直接的利益となることを明らかにした上で、十分な協議を行ったパートナーシップを結び、運送行為に伴う付帯業務の役割分担と費用負担に関し、あらかじめ明確に取り決めておくことが求められる。

▶運送受託者が、運送を請け負うに当たり条件(発着時間の指定、倉庫荷役等の付帯業務等)が設定される場合、あらかじめ具体的な内容について合意を取り交わし書面化しておくことが求められる。

改善方策

▶①双方が付帯作業は無償であるという意識を変えていく必要がある。

▶②現場で荷主等から契約外作業の要請があった際には、運送事業者の担当者は管理職に報告し、双方の管理職同士で合意したうえで対応する。

▶③契約にあたっては、作業の範囲、役割分担、費用分担等を明確にし、双方がきちんと契約内容を確認した上で書面で行う。

▶④付帯作業に係る従業員のスキル及びサービスレベル向上させ、運送と付帯作業を一貫した商品として提案する。

▶⑤定期的に連絡会議を開き、荷主等管理職に現場での実態の共有化を図り、双方で改善策を決定する。

参考1 改善事例の概要 (2)

適正取引推進ガイドラインによる周知等

【国】

▶適正取引推進ガイドラインの改訂(①～⑤)
・求められる取引慣行の追加
・望ましい取引実例へ改善事例の追加等

▶適正取引推進ガイドラインの再周知
・新規事業許可時を含めて事業者に個別周知
・貨物自動車運送適正化事業実施機関の巡回指導時の周知
・適正取引相談窓口を通じての周知等

▶新規参入時の法令試験において独禁法・下請法の知識を確認

▶適正取引推進パートナーシップ会議等を活用し、荷主等関係者に改善方策を周知(①～⑤)
・関係団体に改善方策の周知の要請

【荷主・元請事業者】&【下請事業者】

▶荷主・元請事業者と下請事業者が問題意識を共有し、改善策を検討、実施(①～⑤)
→優良事例作成及び普及(地方局においても働きかけ)

契約書面の不交付等について

適正取引推進ガイドライン

【求められる取引慣行】

▶ 特定荷主は、不要なトラブルを回避するためにも運送委託者と運送受託者の双方が協議して、運送内容及び支払条件を书面化して特定物流事業者に交付することが求められる。

▶ 運送委託者と運送受託者は十分に協議を行い、支払条件（下請法では、法定の下請代金の額、支払期日、物品等を受領する期日等の具体的記載事項をすべて記載した書面を下請事業者に対して交付することが義務付けられている。）や事故発生時の責任の所在と賠償内容など、あらかじめ具体的な内容について合意を取り交わしておくことが求められる。

改善方策

別添1 参照

適正取引推進ガイドラインによる周知等

別添1 参照

一方的な運賃減額・協賛金の要請

適正取引推進ガイドライン

【求められる取引慣行】

▶ 運賃を決定する場合、トラック運送業者は自社の人件費・燃料費・修繕費・車両償却費等運送に係る原価を把握したうえで見積書を提示し、運送委託者と運送受託者は双方の十分な協議によって運賃設定することが求められる。

▶ 運送委託者は、見積時における見込み貨物量増減や配送ルート等が発注時に変更になったり、配送ルートを見直さなければならないような発着地変更などがあつたりする場合は、運送受託者と十分な協議を行い、合理的な運賃の再設定、合理的な追加的費用の負担をすることが求められる。

▶ 運送受託者が高速道路を利用した場合、運送委託者が高速道路の利用料金を負担する条件について、運送委託者と運送受託者は事前に十分な協議を行い、利用条件、費用の負担条件等を書面により明らかにすることが求められる。

▶ 運送取引において、運送委託者から商品購入やサービス利用の要請、目標値を提示した場合、運送受託者はそれを断れば運送取引に影響があるものと考え、要請を受け入れざるを得ないことがある。そのため、運送委託者は商品購入やサービス利用の要請をしないことが望まれるが、そうした要請をする場合、相手方の意向に十分に配慮し、強制的な要請をしないことが求められる。

改善方策

▶①輸送等コストを的確に把握したうえで、原価を提示して交渉する。

▶②運賃・料金の設定や適用に関し、荷主等の理解を得るように交渉手法を工夫し粘り強く交渉する。

▶③荷主等と運送事業者双方の効率化や品質の高い作業等の提案や協議を行う。

▶④運賃・料金及びその適用について双方の行き違いが生じないように十分な協議を行う。

▶⑤一方的な運賃減額を防止するためにも、契約にあたっては、運賃・料金及びその適用を明確に書面にて行う。



参考1 改善事例の概要 (4)

適正取引推進ガイドラインによる周知等

【国】

▶ 適正取引推進ガイドラインの改訂(①～⑤)

- ・求められる取引慣行の追加
- ・望ましい取引実例へ改善事例の追加等

▶ 適正取引推進ガイドラインの再周知

- ・新規事業許可時を含めて事業者へ個別周知
- ・貨物自動車運送適正化事業実施機関の巡回指導時の周知
- ・適正取引相談窓口を通じての周知等

▶ 新規参入時の法令試験に独禁法・下請法に係る設問の追加を検討

▶ 適正取引推進パートナーシップ会議等を活用し、荷主等関係者に改善方策を周知(①～⑤)

- ・関係団体に改善方策の周知の要請

【荷主・元請事業者】&【下請事業者】

▶ 荷主・元請事業者と下請事業者が問題意識を共有し、改善策を検討、実施(①～⑤)

→ 優良事例作成及び普及(地方局においても働きかけ)

(1)長時間にわたる手待ち時間の発生

- ▶全車両にGPSを導入し、手待ち時間の実態を把握し、データを示したうえで運賃交渉を行った。
- ▶荷主等と連絡を密にとり、ドライバーの出庫時間の調整を行った。
- ▶同じ荷主のところに入出りしている複数の事業者が協力し、荷主に要請を行うことにより手待ち料金が半年収受でき、その後、荷主が人員を増やすなどの対策がとられ手待ち時間が短縮された。
- ▶共同配送により搬入車両の削減を行った。
- ▶荷主と話し合い、積み込み時間や納品時間を調整することにより手待ち時間が短縮された。
- ▶新たに物流施設を建てる際、コンピューター管理にする等、運送事業者の要望を聞いてもらっている。
- ▶物流施設のバースを大口バースと小口バースに分けてもらうことにより手待ち時間が短縮された。

(2)契約に基づかない付帯作業の要求

- ▶一部の荷主ではきちんと付帯作業料金表が設定され、作業内容も詳細に決められている。
- ▶契約外作業の要求について、契約にないため別途料金がかかることを説明したところ、理解を得て依頼主が作業を行った。
- ▶付帯作業に係る費用負担とリスク負担について書面契約した。
- ▶荷主等と定期的な会議を行うことにより問題解消に向けて検討が行えている。
- ▶荷主等に対して契約外作業をドライバーに要請しないように要望し続けた結果、契約外作業が減少した。また、一部について料金が収受出来るようになった。
- ▶付帯作業について研修等で技能を身につけることにより料金収受ができるようになった。
- ▶現場で契約外の作業を要請された際、管理職に報告をさせるとともに管理職の指示のもと対応するようになった。

(3)契約書面の不交付等

- ▶一部の荷主はコンプライアンス意識が高まっており、手待ち時間や契約外付帯作業をなくしていこうという動きがあることから、新たに手待ち時間や付帯作業を見込んだ運賃の見積もりを荷主に提案し交渉が出来る。
- ▶契約外作業の要求について、契約にないため別途料金がかかることを説明したところ、理解を得て依頼主が作業を行った。
- ▶書面契約により契約内容を明確化することにより、運送以外の倉庫業務等も依頼され事業拡大につながった。
- ▶下請法の具体的記載事項を網羅した運送依頼書をシステム化したことにより、スポット取引においても書面契約が行えるようになった。

(4)一方的な運賃減額・協賛金の要請

- ▶書面での契約率の向上を図った。
- ▶定期的に運送委託者と作業品質向上の話し合いの場を設け、信頼関係を構築した結果、運賃の改善等につながった。
- ▶荷主等の担当者の一存による一方的な運賃減額等については、管理職と交渉を行うようにした。
- ▶原価計算を行い交渉した結果、適正価格で契約ができた。
- ▶要請者に納得のいく説明を求める等粘り強い交渉の結果、協賛金の要請がなくなった。

(1)長時間にわたる手待ち時間の発生

- ▶ 運賃が1日単位ではなくAからBまでという契約が多いため輸送効率が悪くなり、一日のノルマをこなすのは厳しいし、手待ちが発生しても運賃に反映されない。
- ▶ 改善要望はその多くがコストアップにつながることで、荷主は少しでも安いところを使おうとするため、簡単に契約を解除される。
- ▶ 手待ち時間の原因は、施設問題と荷物量の問題がある。前者は、トラックの出入りが多いにもかかわらず間口が狭いと必然的に手待ち時間が発生する。後者は、特定の時間帯に入出荷が集中することによって発生する。
- ▶ 配送先の店舗にも協力してもらい、納品時間を区切って手待ち時間が発生しないようにしている。ただ、売り出し商品や季節商品を納品する場合は、どうしても手待ち時間が発生する。

(2)契約に基づかない付帯作業の要求

- ▶ 現場を見に行くと従業員がやっている作業内容が契約内容と全然違うことに気付くことがある。運送依頼者側も気づいていないことがあり、きちんと言うと改善が図られるケースがある。
- ▶ 少なからず運送事業者にも荷主にもサービスは無償であるという感覚があるので、少しずつ変えていく必要がある。
- ▶ 依頼主はコストを下げるために、契約外の付帯作業を要求していると思われるが、コストを下げるためには、付帯作業を運送と切り離してトラックの稼働率を上げる方がお互いにWin-Winとなる近道。コストを下げるために付帯作業を要求することは、結局物流の無駄をかくしてしまう事となる。
- ▶ 契約書に付帯作業の役割分担、費用分担、リスクの負担等内容・金額を詳細に明記し、書面化をお願いしたい。書面があればきちっと料金を収受できるし、事故が発生した場合の責任の所在がはっきりする。

(3)契約書面の不交付等

- ▶ 会社にとって書面の交付については口頭による約束があつていろいろと悩みがあると思うが、契約書のシステム化を図ったり、ガイドラインを活用するなどの改善方策を図ることが必要であり、特にガイドラインを積極的に活用することが重要な点である。
- ▶ 大きな部分で行くと書面での契約が交わされてはいるが、細かいところについては9割方きちんとした書面化ができていない。待ち時間については待って当たり前であり運賃に反映することは難しく、要求したことは無い。細かいところは暗黙の了解があり、なにかアイデアがあれば非常に良いと思う。
- ▶ 通常契約とスポット取引は別な感覚でいる。電話で依頼する場合であっても、後から契約書に準じたものにより指示事項や金額を提示して、問題が起きないように社内指導している。
- ▶ 適正取引の推進の為には、コンプライアンスの徹底、相互理解、共通認識が必要。後で言った、言わないにならないように、きちっと書面で契約を締結し、契約に基づいて適正に支払われるべき。

(4)一方的な運賃減額・協賛金の要請

- ▶ 荷主と運送事業者のパートナーシップは大事でお互いWIN-WINの関係が望ましいが、現在は1年毎に契約が変わるような関係であるとパートナーシップは築けない。リーマンショック以前は提案型の営業であったが、以後は物流確保になってしまった。
- ▶ 運送事業として、本質的な部分であるコンプライアンス経営が出来ていない事業者が多い。そういった社会的責任が果たせない不適正な事業者は排除すべきである。
- ▶ 適正な運賃の収受が解決しないと過労運転、過積載などの安全面、社会保険、労働保険等の未加入など、様々な問題は解決しない。ひいては、設備投資も出来ず、自車運行が出来ないため安価で下請業者に流すことになり、更なる悪循環を招いている。
- ▶ 中堅以下の運送事業者にとって、交渉の相手方は、物流事業者及び同業者であり、交渉しにくい要員の一つであり、運賃・料金が上がらないことに繋がっている。

課題

荷主と貨物運送事業者との間の取引において、業務範囲、責任、運送条件等の内容が不明確であり適正化が急務。

(いわゆる「頼んだ側」と「頼まれた側」の合意が不十分。(別添2事例参照))

このパートナーシップ会議において、業務範囲等の書面(契約)の普及を図る。

継続的な取引関係に係る契約

契約書・覚書に必要な記載項目

- 目的
- 運送業務の範囲
- 契約期間
- 運賃・料金及び支払い方法
- 運賃・料金の改定
- 責任
- 遵守事項
- 機密保持
- 契約の解除
- 規定外取引 等

個々の輸送毎に事前に書面化

発注書(作業指示書)／運送引受書に必要な記載項目

- 運送日時
- 発指定日時、積み込み先、住所、連絡先
- 着指定日時、取り卸し先、住所、連絡先
- 重量、容積、数量
- 付帯作業の内容、作業日時、場所
- 運賃
- 付帯作業料金、その他料金(車両留置料、有料道路利用料)
- 支払い方法、支払い期日
- その他(使用車両、必要機材) 等

書面契約促進により期待される効果

- ①責任の明確化
- ②安全運行の確保
- ③コンプライアンスの高まり
- ④手待ち時間の解消
- ⑤契約に基づかない作業、運賃減額等の解消

書面契約がないことによる課題

- ①口頭による運送依頼の取引慣行化により、「運賃」「支払期日」「支払方法」等基本事項が不明確になっている。
- ②契約書がないので、責任の範囲が曖昧な状況となっている。
- ③契約が書面化されても基本契約に関するものが中心となり、運賃等重要な契約事項は書面化されていない事例が多い。
- ④口頭契約先の荷主の仕事では、手待ち時間の発生、付帯作業の要求が多い。
- ⑤個建て方式の契約で、1個の荷物の大きさを決めてなかったため、5個の荷物を1個に束ね1個分の荷物の運賃に減額された。
- ⑥体裁だけ整えただけの契約書が多く、詳細な条件が明記されていないため、最低限の必要項目を網羅した契約書のひな形的なものを作成してはどうか。

書面契約の取り組みとそれによる効果

- ①一部の荷主ではきちんと付帯作業料金表が設定され、作業内容も詳細に決められている。
- ②契約外作業の要求について、契約にないため別途料金がかかることを説明したところ、理解を得て依頼主が作業を行った。
- ③一部の荷主はコンプライアンス意識が高まっており、手待ち時間や契約外付帯作業をなくしていこうという動きがあることから、新たに手待ち時間や付帯作業を見込んだ運賃の見積もりを荷主に提案し交渉が来ている。
- ④運送契約にあたっては、依頼主に作業基準を作成してもらい、それに双方が従い作業を行っていく事により、事故が減少した。